

事 務 連 絡
平成 30 年 11 月 30 日

特定非営利活動法人日本芝草研究開発機構 ご担当者様

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

農薬取締法の改正に伴うゴルフ場における農薬の使用に関する留意点等について

日頃、農薬環境行政の推進に御協力をいただきお礼申し上げます。

平成 30 年 6 月 15 日に、農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号。以下「改正法」という。）が公布され、平成 30 年 12 月 1 日に施行されます。また施行に伴い、農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・環境省関係省令の整備に関する省令（平成 30 年農林水産省・環境省令第 3 号）も同日に施行されます。

これについて、別添のとおり都道府県に通知いたしましたので、御参照の上、同通知の第 2 及び第 3 に御留意いただくようお願いします。

なお、ゴルフ場における農薬使用計画書の環境大臣への提出は、平成 31 年 4 月 1 日以降の提出に適用しますが、手続きや様式について、「農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について」（平成 30 年 11 月 30 日付け 30 消安第 4295 号・環水大土発第 1811303 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長及び環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長通知）を貴会あて発出しましたので、御配慮をお願いします。

担当 環境省水・大気環境局土壌環境課 農薬環境管理室 羽子田 TEL 03-5521-8323 メール mizu-noyaku@env.go.jp

(注) 「農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について」(平成30年11月30日付け30消安第4295号・環水大土発第1811303号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長及び環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長通知)は、農林水産省及び環境省の文書管理に係る規程の差異により、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長に押印がありませんが、間違いではありません。